



鳥取県公報

令和 8 年 8 月 25 日（火）
第 9 8 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（539）（家庭支援課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（8件）（540～547）（企業支援課）・・・・・・ 3
	県営土地改良事業計画の決定（548）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 8
	公共測量の実施（5件）（549～553）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 9
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（デジタル改革課）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第539号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県青少年育成意識調査

2 調査の目的

青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得る。

3 調査対象の範囲

（1） 地域的範囲

鳥取県全域

（2） 属性的範囲

ア 小学校の第2学年及び第5学年の児童

イ 中学校第2学年の生徒

ウ 高等学校第2学年の生徒

エ アからウまでに掲げる者の保護者

オ 青年（19歳から29歳までの者をいう。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

（1） 報告を求める事項

ア 対象者の属性

イ 青少年自身について（自己肯定感、悩みなど）

ウ 青少年を取り巻く環境について（家庭生活、学校生活、仕事など）

（2） その基準となる期日

令和8年9月1日

5 報告を求める者

（1） 3の（2）のアに掲げる者 各500人

（2） 3の（2）のイに掲げる者 500人

（3） 3の（2）のウに掲げる者 500人

（4） 3の（2）のエに掲げる者 2,000人

（5） 3の（2）のオに掲げる者 1,700人

6 報告を求めるために用いる方法

（1） 児童、生徒及び保護者

学校を通じ、調査対象となった児童、生徒及び保護者に調査票を配布し、調査対象者がとっとり電子申請サービスを利用し回答する方法により行う。

（2） 青年

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査対象者がとっとり電子申請サービスを利用し回答する方法により行う。

7 報告を求める期間

令和8年9月1日から同月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

調査報告書及び鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第540号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス安長店 鳥取市安長260-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドラッグコスモス安長店

変更後 ドラッグコスモス安長店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

平成26年10月25日ほか

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年8月25日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第541号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス千代水店 鳥取市千代水四丁目73ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ドラッグコスモス千代水店
変更後 ドラッグコスモス千代水店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 4 変更年月日
平成27年5月30日ほか
- 5 届出年月日
令和8年7月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年8月25日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第542号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス琴浦店 東伯郡琴浦町大字丸尾116-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ドラッグコスモス琴浦店
変更後 ドラッグコスモス琴浦店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

- 変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 4 変更年月日
平成29年1月14日ほか
- 5 届出年月日
令和8年7月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年8月25日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び琴浦町商工観光課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第543号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス吉成店 鳥取市吉成725-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ドラッグコスモス吉成店
変更後 ドラッグコスモス吉成店
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- 4 変更年月日
平成30年4月21日ほか
- 5 届出年月日
令和8年7月22日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年8月25日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市

経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第544号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上井店 倉吉市伊木274ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称

変更前 （仮称）ドラッグコスモス上井店

変更後 ドラッグコスモス上井店

（2）大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

平成30年5月19日ほか

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年8月25日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市経済観光部しごと定住促進課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第545号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス雲山店 鳥取市雲山302-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドラッグコスモス雲山店

変更後 ドラッグコスモス雲山店

4 変更年月日

令和元年6月15日

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年8月25日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第546号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス南昭和町店 倉吉市南昭和町66ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ドラッグコスモス南昭和町店

変更後 ドラッグコスモス南昭和町店

4 変更年月日

令和4年7月9日

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年8月25日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中

部総合事務所県民福祉局及び倉吉市経済観光部しごと定住促進課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第547号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス吉方店 鳥取市吉方139-2ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 （仮称）ドラッグコスモス吉方店

変更後 ドラッグコスモス吉方店

4 変更年月日

令和5年1月7日

5 届出年月日

令和8年7月22日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年8月25日から4日間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営水利施設等保全高度化事業 舟川堰用水路地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年8月25日から同年9月14日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第549号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年7月22日から令和9年2月26日まで
- 3 作業地域 米子市彦名町

鳥取県告示第550号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年7月30日から同年12月1日まで
- 3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第551号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年7月30日から令和9年3月19日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町及び日野郡日野町

鳥取県告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和8年8月10日から令和9年2月1日まで
- 3 作業地域 倉吉市上福田

鳥取県告示第553号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年8月17日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域 米子市大袋

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - （1）学科試験 令和9年2月4日（木）午前10時から正午まで
 - （2）実技試験 令和9年2月4日（木）午後1時から
- 2 試験の場所
倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 試験科目及び配点
 - （1）水産食品の衛生に関する知識（100点）
 - （2）ふぐに関する一般知識（400点）
 - （3）ふぐ処理の実技（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）（200点）
- 4 受験願書の受付期間
令和8年11月16日（月）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
次の所属のうち住所地を管轄するもの（以下「保健所」という。）に提出すること。
鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）
鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）
鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課（〒683-0054 米子市鞆町一丁目160）
なお、県外に住所地を有する場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）に提出すること。
くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）
- 6 受験願書の添付書類
 - （1）写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
 - （2）受験手数料に係る納付済証、領収書又は領収証書
- 7 受験手数料等及びその納付方法
次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。
 - （1）受験手数料9,040円を県が配布する納付書により、又は県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において納付すること。なお、既納の手数料は、原則還付しない。
 - （2）実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付すること。なお、納付がない場合は、受験を認めない。

8 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物
なお、白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出さないものとする。

9 合格者の発表

合格者の受験番号を令和9年2月18日（木）に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

10 合格基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の得点が30点未満である者は不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、ふぐの処理（ふぐの種類の鑑別）の得点が60点以上かつふぐの処理（毒性臓器の鑑別）の得点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
- イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合
- ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合
- エ ふぐの可食部と不可食部の正確な鑑別ができていない場合

11 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明したときは、合格を取り消す。
- (2) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は保健所（鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。）に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。
- (3) 受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者（鳥取県内に勤務先を有する者を除く。）からの受験を断る場合がある。
なお、受験を断った場合は既納の手数料を還付する。
- (4) 試験の詳細については、くらしの安心推進課（電話0857-26-7982）に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

- (1) 業務の名称及び数量

インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

入札説明書による。

(4) 入札方法等

入札は、紙により行うものであること。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスの電気通信サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年8月28日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

令和8年8月25日（火）から同年9月24日（木）までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部

デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課のホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年8月25日（火）から同年9月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月5日（月）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- （2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和8年9月24日（木）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- （3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この

場合において、これらの者は、くじを辞退できないものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の一般事項を契約書に記載した場合は、当該条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Internet access service, 1 set

(2) 2026-09-24 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-10-05 14:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-10-05 12:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Reiwa Reform Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7968